

**特許法第 109 条の 2 及び第 195 条の 2 の 2 並びに特許協力条約に
基づく国際出願等に関する法律第 18 条の 2 に規定する特許料等の
特例の適用を受ける者の適合証明に関する事務実施要領**

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福島イノベーション・コースト構想を推進するため、中小企業者が特許法第 109 条の 2 及び第 195 条の 2 の 2 並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第 18 条の 2 に規定する特許料等の特例の適用を受ける際、認定福島復興再生計画との適合証明の申請など必要な事務手続等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福島特措法 福島復興再生特別措置法をいう。
- (2) 特許料等の特例 特許法第 109 条の 2 及び第 195 条の 2 の 2 並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第 18 条の 2 に規定する特許料等の特例
- (3) 中小企業者 特許法施行令第 10 条第 6 号に規定する中小企業者をいう。
- (4) 認定福島復興再生計画 福島特措法第 7 条第 1 項の規定に基づき令和 3 年 4 月 9 日に内閣総理大臣の認定を受けた福島復興再生計画をいう。
- (5) 特許料等の特例の適用を受ける事業 認定福島復興再生計画に定められた、福島イノベーション・コースト構想の重点分野となる、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の各分野において、福島国際研究産業都市区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業をいう。
- (6) 区域内 福島特措法第 7 条第 6 項の規定に基づき認定福島復興再生計画に定められた福島国際研究産業都市区域内であって、福島県浜通り地域等 15 市町村¹の区域内であることをいう。
- (7) 推進機構 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構をいう。

¹ いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の全域

(8) 理事長 推進機構理事長をいう。

(対象事業者)

第3条 証明書の交付を受ける対象となる中小企業者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する事業者のうち、特許料等の特例の適用を受ける事業を実施する中小企業者とする。

- ①区域内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業（以下「区域内の企業」という。）
- ②区域内の企業、国立研究開発法人、公設試験研究機関、高等教育機関と連携する日本国内の企業

(事業実施計画の適合証明申請等)

第4条 対象事業者は、特許料等の特例の適用を受ける場合、申請書（様式第1）、事業実施計画（様式第1（別紙））及び次に掲げる添付書類を提出し、理事長の証明を受けなければならない。

(1) 対象事業者が個人事業者の場合

- ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの
- イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類
- ウ 従業員数の確認できる書類（雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し、賃金台帳の写し等）
- エ 前事業年度の所得税の申告決算書
- オ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書（様式第2）
- カ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書（様式第3）
- キ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
- ク その他理事長が必要と認める書類

(2) 対象事業者が会社、組合又はNPO法人の場合

- ア 定款及び登記全部事項証明書又はこれに準ずるもの
- イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類
- ウ 従業員数の確認できる書類（雇用保険、労働保険の概算保険料申告書の写し、賃金台帳の写し等）
- エ 前事業年度の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- オ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書（様式第2）
- カ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書（様式第3）
- キ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
- ク その他理事長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による適合証明申請書、事業実施計画及び添付書類の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。
- 3 理事長は、第1項の規定による証明の申請があったときは審査を行い、事業実施計画が次のすべての要件を満たすものであると認めるときは、同項の申請書を受理した日から、原則として1月以内に、その証明を行うものとする。
 - (1) 認定福島復興再生計画と適合していること。
 - (2) 福島イノベーション・コースト構想の推進への寄与が認められること。
 - (3) 円滑かつ確実な実施が見込まれること。
 - (4) 公序良俗違反がないこと。
 - (5) 関係法令に違反しないこと。
 - (6) 国内出願特許の場合、出願日が2018年4月25日以降であること。
 - (7) 国際出願特許の場合、出願日が2019年4月1日以降であること。
- 4 理事長は、対象事業者が次のいずれかに該当するときは、前項の規定による証明を行わないものとする。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営を支配又は実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（同第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 対象事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（5）に該当する場合を除く。）に、理事長が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに

従わなかったとき。

- 5 理事長は、対象事業者に対し、必要に応じて、事業実施計画の内容について意見聴取等を行うことができる。
- 6 理事長は、第3項の規定により証明したときは、対象事業者に対して、様式第4により、その旨を通知するものとする。

(事業実施計画の変更等)

- 第5条** 前条第3項の証明を受けた中小企業者（以下「証明事業者」という。）が、当該証明に係る事業実施計画を変更しようとするときは、変更証明申請書（様式第5）を提出し、理事長の証明をあらためて受けなければならない。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の証明について準用する。
 - 3 理事長は、前項の規定により証明したときは、証明事業者に対して、その旨を通知するものとする。

(実施状況の報告)

- 第6条** 理事長は、毎年度、証明事業者に対し、「特許法第109条の2及び第195条の2の2並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条の2に規定する特許料等の特例に関する実施状況報告（様式第6）」により、事業実施計画の実施状況及び特許料等の納付状況について報告を求めるものとする。

(証明の取消)

- 第7条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、証明を取り消すものとする。
- (1) 事業実施計画の内容に偽りがあったとき、又はその他の不正の行為により証明されたと認められるとき。
 - (2) 対象事業者が第3条に適合しなくなったとき。
 - (3) 事業実施計画が第4条第3項の規定に適合しなくなったとき。
 - (4) 正当な事由がなく第5条第1項の規定による変更の申請を行わなかったとき。
 - (5) 正当な事由がなく第6条に定める実施状況報告を行わなかったとき。
 - (6) 事業実施計画に係る事業を実施していない又は実施することが困難であることが明らかであると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により証明を取り消したときは、証明事業者及び特許庁長官に対して、その旨を通知するものとする。

3 第1項の証明の取消しにより損失が生じたときは、その損失は証明を取り消された者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年4月25日【重点推進計画認定日】から施行する。

(施行期日)

この要領は平成31年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は令和3年4月9日から施行する。